

## 阪神水道企業団工事成績評定要領

### (目的)

第1条 本要領は、阪神水道企業団が発注する請負工事（以下「工事」という。）の成績評定（以下「評定」という。）並びに工事の評定結果（以下「評定結果」という。）の通知及び公表に関して必要な事項を定め、工事検査業務の適正かつ効率的な施工を確保し、工事に関する技術水準の向上に資するとともに、請負業者の適正な選定及び指導育成を図ることを目的とする。

### (対象工事)

第2条 評定の対象とする工事は、原則として1件の請負金額が2,000万円を超える工事とする。

2 前項の規定にかかわらず、工事の重要度に応じて評定の対象工事とすることができる。

### (評定の内容)

第3条 評定は、工事の施工状況、目的物の出来形、品質等について評価するものとする。

### (評定者)

第4条 第3条の評定を行う者（以下「評定者」という。）は、監督員（阪神水道企業団工事監督規程（平成26年管理規程第2号。以下「監督規程」という。）に定める担当監督員をいう。以下同じ。）、総括監督員（監督規程に定める総括監督員をいう。以下同じ。）及び検査員（阪神水道企業団工事検査規程（平成26年管理規程第1号。以下「検査規程」という。）に定める検査員をいう。以下同じ。）とする。ただし、総括監督員を置かない場合は、工事担当係長（工事の施工を所掌する係長（技術部浄水管理事務所においては担当主査）をいう。）をもって総括監督員に代えることができる。

### (評定の時期)

第5条 評定の時期は、監督員にあつては工事が完成したとき、検査員にあつては完成検査を実施したときに、それぞれ行うものとする。

### (評定の方法)

第6条 評定は、監督又は検査により確認した事項に基づいて、工事ごと評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

2 評定は、別に定める工事成績評定書（以下「評定書」という。）の評定項目に基づき行うものとする。

3 監督員が行う評定（監督員のみが評定を行う評定項目に係る部分に限る。）については、必要に応じて工事施行課長の意見を聴いて行うものとする。

### (評定の区分)

第7条 評定の結果として評定書に記載された評定点合計の点数による評定の区分は、次の各号に掲げる5段階とする。

(1) A（優れている）：100～85点

(2) B (やや優れている) : 84 ~ 75 点

(3) C (普通である) : 74 ~ 65 点

(4) D (やや劣る) : 64 ~ 55 点

(5) E (劣る) : 54 点以下

(評定結果の報告)

第8条 評定結果の報告は、監督員にあつては、工事が完成したときに行うものとし、その結果を記録した評定書を速やかに検査員に提出するものとする。

2 検査員は、前項に規定する評定書の提出を受けたのち、当該工事の完成検査を実施し評定を行ったときは、その結果を記録した評定書を速やかに企業長に提出するものとする。

(評定結果の通知)

第9条 企業長は、前条の規定による評定結果について、工事成績評定通知書(別記様式第1)により、当該工事の受注者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知の方法は、手渡し、郵送又は電子メールの送信によるものとする。

(説明請求)

第10条 前条の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日(休日含む)以内に、評定の内容について、工事成績評定結果に関する説明請求書(別記様式第2)により、企業長に説明を求めることができるものとする。

(説明請求に対する回答)

第11条 企業長は、前条の規定による説明を求められたときは、工事成績評定に係る説明書(回答)(別記様式第3)により回答するものとする。

2 前項の説明に係る事務については、検査規程第4条に定める検査主幹が所掌するものとする。

3 企業長は、前条の規定による説明の請求者に回答を行ったときは、請求者の提出した書面及び第1項に定める回答を行った書面を、閲覧による方法により速やかに公表するものとする。